

那覇市公報

第 1 4 7 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1057
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について
(建築指導課) 1057
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1059
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1059
- 市道路線の供用開始に関する告示 (道路管理室) 1060
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1062
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1062
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1062
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 1063
- 平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(区画整理課) 1063
- 平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(国民健康保険課) 1064
- 平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(チャージがんじゅう課) 1066

公 告

- 那覇市道路照明灯緊急修繕工事業者の募集について (道路管理室) 1067
- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 1068

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程…………… 1069

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1072
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1073

病院管理規程

- 那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… 1074
- 那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部
を改正する規程…………… 1076

病院告示

- 平成 18 年度那覇市病院事業会計決算報告書…………… 1080

教育委員会規則

- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する
規則…………… 1088
- 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 1092

告 示

那覇市告示第 1 2 6 号

平成 1 9 年 1 2 月 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 2 7 号

平成 1 9 年 1 2 月 7 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

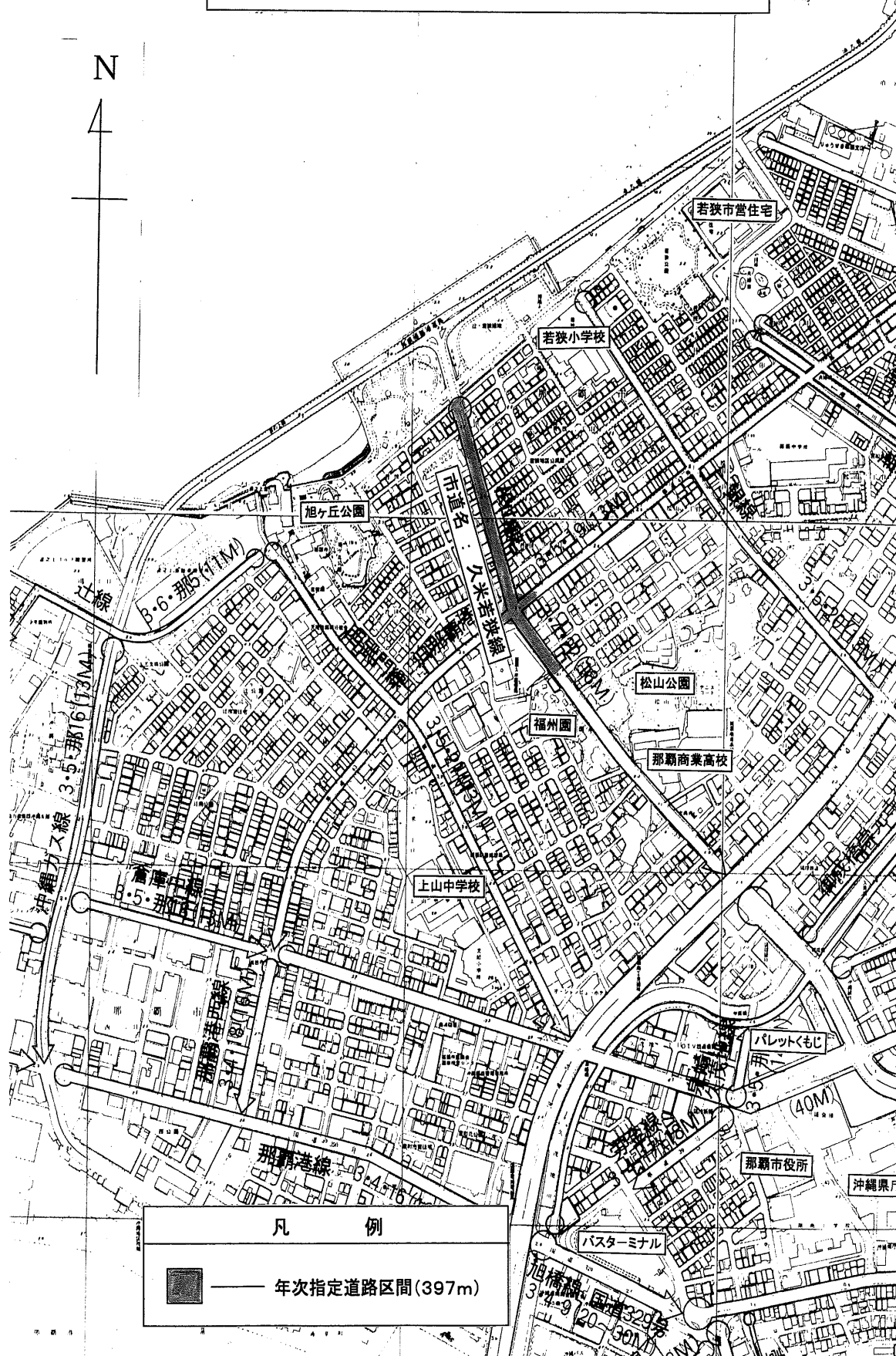
下記路線を建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 3・4 那 2 2 号松山線	3 9 7 m	2 2 . 5 m ~ 3 0 m	別図参照

建築基準法42条第1項第4号の規定による道路の指定
(年次指定 : 位置図)



那覇市告示第 1 2 8 号
平成 1 9 年 1 2 月 7 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 2 9 号
平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 3 0 号

平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のように供用開始をする。

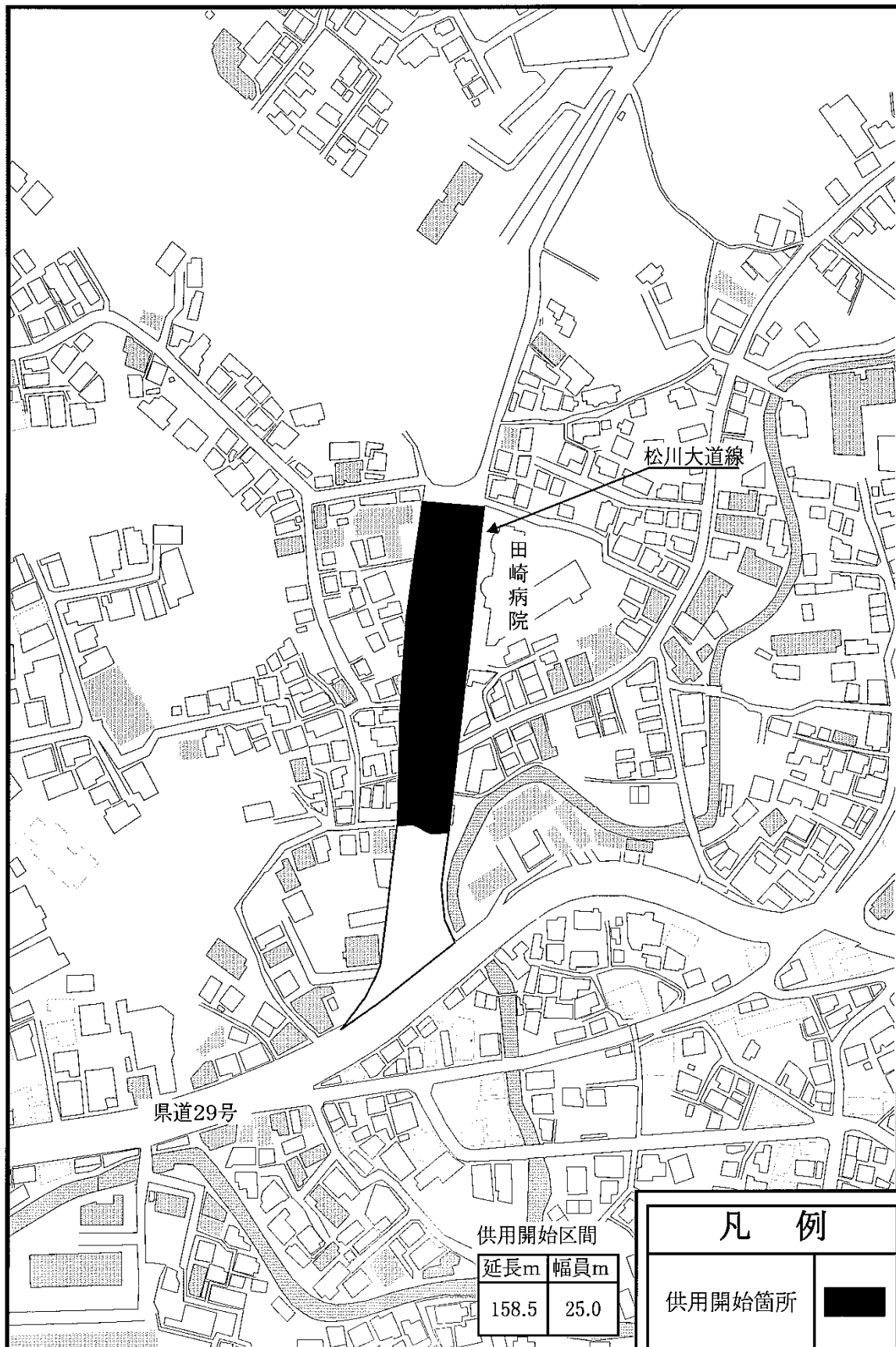
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
100	松川大道線	字松川 301 番 4 字松川 319 番	告示の日

市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 1 3 2 号

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 3 3 号

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 3 5 号

平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 3 6 号

平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 3 8 号

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成 19 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 4 , 7 8 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 0 0 1 , 4 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 2,229,881	千円 14,789	千円 2,215,092
	1 総務管理繰入金	35,827	153	35,980
	3 真嘉比古島第一地区繰入金	9,140	511	8,629
	6 真嘉比古島第二繰入金	2,156,393	15,458	2,140,935

	8 小禄南繰入金	9,772	16	9,756
	9 基金繰入金	18,749	1,043	19,792
歳 入	合 計	3,016,232	14,789	3,001,443

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理総務費		千円 36,449	千円 153	千円 36,602
	1 総務管理費	36,449	153	36,602
2 土地区画整理事業費		2,959,553	14,942	2,944,611
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	17,279	511	16,768
	2 壺川土地区画整理費	9,362	1,043	10,405
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,899,139	15,458	2,883,681
	5 小禄南土地区画整理費	33,772	16	33,756
歳 出	合 計	3,016,232	14,789	3,001,443

那覇市告示第 1 3 9 号

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 19 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 800,657 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 39,032,367 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 9,392,484	千円 132,006	千円 9,524,490
	1 国民健康保険税	9,392,484	132,006	9,524,490
2 国庫支出金		13,258,784	123,885	13,382,669
	1 国庫負担金	8,320,213	43,505	8,363,718
	2 国庫補助金	4,938,571	80,380	5,018,951
4 療養給付費等交付金		4,868,898	205,110	5,074,008
	1 療養給付費等交付金	4,868,898	205,110	5,074,008
5 県支出金		1,702,957	6,704	1,709,661
	1 県補助金	1,517,227	6,704	1,523,931
8 繰入金		4,015,179	29,079	4,044,258
	1 他会計繰入金	4,015,178	29,079	4,044,257
9 繰越金		2	303,873	303,875
	1 繰越金	2	303,873	303,875
歳 入 合 計		33,231,710	800,657	39,032,367

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 680,259	千円 29,615	千円 709,874
	1 総務管理費	494,339	28,999	523,338
	2 徴税費	114,271	616	114,887
2 保険給付費		22,078,172	36,500	22,114,672
	1 療養諸費	19,286,115	36,500	19,322,615
3 老人保健拠出金		7,823,686	239,213	8,062,899
	1 老人保健拠出金	7,823,686	239,213	8,062,899
4 介護納付金		1,911,590	4,338	1,907,252
	1 介護納付金	1,911,590	4,338	1,907,252

7 基金積立金		1	151,937	151,938
	1 基金積立金	1	151,937	151,938
8 諸支出金		31,352	347,730	379,082
	1 償還金及び還付加算金	31,351	347,730	379,081
10 予備費		662,346	0	662,346
	1 予備費	662,346	0	662,346
歳 出 合 計		38,231,710	800,657	39,032,367

那覇市告示第 1 4 0 号

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

平成 19 年 (2007 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 19 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,189 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,040,282 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 2,504,321	千円 8,189	千円 2,496,132
	1 他会計繰入金	2,225,928	8,189	2,217,739
歳 入 合 計		15,048,471	8,189	15,040,282

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		千円 498,114	千円 8,189	千円 489,925
	1 総務管理費	264,441	8,189	256,252
歳 出 合 計		15,048,471	8,189	15,040,282

公 告

那覇市公告第 1 2 7 号
平成 1 9 年 1 2 月 7 日
掲 示 済

那覇市道路照明灯緊急修繕工事業者の募集について

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 0 ・ 2 1 年度那覇市道路照明灯緊急修繕工事業者を次のとおり、募集します。

- 1 緊急修繕工事の内容
道路照明灯の電球等の交換、照明灯支柱の撤去及び設置等
- 2 対象業種及び条件等
本市契約検査室に登録された本市内に本社を置く工事格付 B ・ C の電気工事業者。2 4 時間中、緊急時に対応可能な業者（詳細については募集要領参照）高所作業車を所有していること。
- 3 登録業者数
3 社（申請者多数の場合は公開抽選により選定）
- 4 申請書類等の配布期間
平成 2 0 年 2 月 1 日（金）～ 2 月 1 5 日（金）
- 5 受付期間及び受付時間
平成 2 0 年 2 月 1 8 日（月）～ 2 月 2 5 日（月）（土・日曜日を除く。）
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分まで

6 申請書類の配布及び受付場所

都市施設管理センター 道路管理室 那覇市銘苅2丁目3番1号

申請書は全て持参のうえ受付します。(郵送による受付はいたしません。)

7 提出書類

那覇市道路照明灯緊急修繕工事登録申請書の提出要領による。

8 問い合わせ先

都市施設管理センター 道路管理室 維持グループ

電話番号(直通) 9 5 1 - 3 2 3 7

那覇市公告第139号

平成19年12月28日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第16号

平成19年12月28日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程（昭和63年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(育児休業)</u> <u>第 12 条 育児休業については、那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年那覇市条例第 7 号)及び那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年那覇市規則第 6 号)の定めるところによる。</u>	<u>(育児休業の手続等)</u> <u>第 12 条 職員の育児休業の手続等、育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱い、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育休法」という。）第 10 条に規定する勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をする職員の給与、勤務時間、休暇の取扱い及び退職手当の取扱い等必要な事項については、那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年那覇市条例第 7 号。以下「育児休業等条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。</u> <u>(育児部分休業)</u> <u>第 12 条の 2 管理者は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）を承認することができる。</u> <u>(1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以</u>

下「法」という。) 第 28 条の 5
第 1 項に規定する短時間勤務
の職を占める職員を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育休法
第 17 条の規定による短時間勤
務をしている職員

(3) 育児部分休業により養育し
ようとする子について、配偶者
が育休法その他の法律により
育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、
職員が育児部分休業により養
育しようとする時間において、
養育しようとする子を当該職
員以外の当該子の親が養育す
ることができる場合における
当該職員

2 育児部分休業の承認は、正規
の勤務時間の始め又は終わりに
おいて、30 分を単位として行う
ものとする。この場合において
職員が、別表第 3 第 15 号に規定
する保育のための休暇を承認さ
れている場合においては、1 日
につき 2 時間から当該休暇を承
認された時間を減じた時間を超
えない範囲で承認するものとす
る。

(育児部分休業の承認の失効等)

第 12 条の 3 育児部分休業の承
認は、当該育児部分休業をして
いる職員が産前の休業を始め、
若しくは出産した場合、当該職
員が休職若しくは停職の処分を
受けた場合又は当該育児部分休
業に係る子が死亡し、若しくは
当該職員の子でなくなった場合
には、その効力を失う。

(介護休暇) <u>第 12 条の 2</u> 【略】 (介護休暇の請求等) <u>第 12 条の 3</u> 【略】 (定年) 第 17 条 職員の定年については、<u>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)</u>の定年等に関する規定並びに那覇市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年那覇市条例第 15 号）及び那覇市職員の定年等に関する規則（昭和 60 年那覇市規則第 6 号）の定めるところによる。	<u>2 管理者は、育児部分休業をしている職員が当該育児部分休業に係る子を養育しなくなったこと又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったと認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。</u> (不利益取扱いの禁止) <u>第 12 条の 4 職員は、育児部分休業を理由として不利益な取扱いを受けることはない。</u> <u>第 12 条の 5 前 3 条に定めるもののほか、育児部分休業については、育児休業等条例の適用を受ける一般職の職員の例によるものとする。</u> (介護休暇) <u>第 12 条の 6</u> 【略】 (介護休暇の請求等) <u>第 12 条の 7</u> 【略】 (定年) 第 17 条 職員の定年については、<u>法の定年等に関する規定並びに那覇市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年那覇市条例第 15 号）及び那覇市職員の定年等に関する規則（昭和 60 年那覇市規則第 6 号）の定めるところによる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 6 号

平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定 (登録) 番号 第 4 1 1 号

指定工事店名 有限会社 國場電工

営業所所在地 金武町字金武 4 0 3 5 番地の 1

代表者名 國場 盛光

有効期間 自 平成 1 9 年 1 2 月 5 日

至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 2 7 号
平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号 第 1 5 5 号
指定工事店名 有限会社 田端設備工業
営業所所在地 与那原町字上与那原 4 0 8 番地の 2
代表者名 田端 智
指定の有効期間 平成 1 7 年 4 月 1 日
平成 2 2 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 1 2 月 3 日
異動事由 代表者の変更

指定 (登録) 番号 第 3 1 2 号
指定工事店名 株式会社 テクノ工業
営業所所在地 沖縄市字古謝 8 8 8 番地 1
代表者名 島袋 公功
指定の有効期間 平成 1 8 年 4 月 1 日
平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日
異動事由 商号の変更

指定 (登録) 番号 第 1 0 6 号
指定工事店名 株式会社 中央設備
営業所所在地 那覇市字古波蔵 3 9 6 番地 7
代表者名 知念 道生
指定の有効期間 平成 1 9 年 4 月 1 日
平成 2 4 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日
異動事由 代表者の変更

病院管理規程

那覇市病院管理規程第25号

平成 19 年 12 月 28 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第12条 退職手当は、那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の例による。この場合において、医師及び歯科医師に対する那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)第4条第1項の適用については、同項中「50年から59年」とあるのは「55年から64年」とし、同規則第6条第3項の適用については、同項の表は次のとおり読み替えるものとする。	(退職手当) 第12条 退職手当は、那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号(以下「退職手当条例」という。))の例による。この場合において、<u>同条例第17条中「国家公務員等」とあるのは「国家公務員等又は地方独立行政法人那覇市立病院の職員」と、医師及び歯科医師に対する那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)第4条第1項の適用については、同項中「50年から59年」とあるのは「55年から64年」とし、同規則第6条第3項の適用については、同項の表は次のとおり読み替えるものとする。</u> <u>2 前項の規定に関らず、那覇市立病院の地方独立行政法人への移行に伴い、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定に基づき身分を引き継がれることを望まず、退職する職員（企業医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）で管理者が認める者に対する退職手当の算定については、退職手当条例第5条の規定を適用する。</u> (給料の訂正) <u>第13条 職員の給料等の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合にお</u>

第13条 [略] 別表第5(第5条関係) ア [略] イ 企業医療職給料表(2) <table border="1" data-bbox="268 595 769 790"> <tr> <th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>6,100円</td></tr> <tr> <td>2級～6級</td><td>[略]</td></tr> </table> ウ [略]	職務の級	調整基本額	1級	6,100円	2級～6級	[略]	いて、管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。 第14条 [略] 別表第5(第5条関係) ア [略] イ 企業医療職給料表(2) <table border="1" data-bbox="839 595 1340 790"> <tr> <th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>6,200円</td></tr> <tr> <td>2級～6級</td><td>[略]</td></tr> </table> ウ [略]	職務の級	調整基本額	1級	6,200円	2級～6級	[略]
職務の級	調整基本額												
1級	6,100円												
2級～6級	[略]												
職務の級	調整基本額												
1級	6,200円												
2級～6級	[略]												
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。													

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立病院企業職員の給与に関する規程別表第5の規定は、平成19年4月1日から適用する。

那覇市病院管理規程第26号

平成 19 年 12 月 28 日

公 布 濟

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4(第2条関係) 昇格時号給対応表 ア 企業行政職給料表昇格時号給対応表			別表第4(第2条関係) 昇格時号給対応表 ア 企業行政職給料表昇格時号給対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級～8 級		2級	3級～8 級
1～74	[略]	[略]	1～74	[略]	[略]
75	<u>34</u>	[略]	75	<u>33</u>	[略]
76	<u>34</u>	[略]	76	<u>34</u>	[略]
77	<u>35</u>	[略]	77	<u>34</u>	[略]
78	<u>35</u>	[略]	78	<u>34</u>	[略]
79	<u>36</u>	[略]	79	<u>35</u>	[略]
80	<u>36</u>	[略]	80	<u>35</u>	[略]
81	<u>37</u>	[略]	81	<u>35</u>	[略]
82	<u>37</u>	[略]	82	<u>36</u>	[略]
83	<u>38</u>	[略]	83	<u>36</u>	[略]

84	<u>38</u>	[略]
85	<u>39</u>	[略]
86	<u>39</u>	[略]
87	<u>40</u>	[略]
88	<u>40</u>	[略]
89	<u>41</u>	[略]
90	<u>41</u>	[略]
91	<u>42</u>	[略]
92	<u>42</u>	[略]
93	<u>43</u>	[略]
94～125	[略]	[略]

イ [略]

ウ 企業医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級～8級
1～70	[略]	[略]
71	<u>42</u>	[略]
72	<u>42</u>	[略]
73	<u>43</u>	[略]
74	<u>43</u>	[略]
75	<u>44</u>	[略]
76	<u>44</u>	[略]
77	<u>45</u>	[略]
78	<u>45</u>	[略]
79	<u>45</u>	[略]
80	<u>46</u>	[略]

84	<u>36</u>	[略]
85	<u>37</u>	[略]
86	<u>37</u>	[略]
87	<u>38</u>	[略]
88	<u>38</u>	[略]
89	<u>39</u>	[略]
90	<u>39</u>	[略]
91	<u>40</u>	[略]
92	<u>40</u>	[略]
93	<u>41</u>	[略]
94～125	[略]	[略]

イ [略]

ウ 企業医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級～8級
1～70	[略]	[略]
71	<u>41</u>	[略]
72	<u>42</u>	[略]
73	<u>42</u>	[略]
74	<u>42</u>	[略]
75	<u>43</u>	[略]
76	<u>43</u>	[略]
77	<u>43</u>	[略]
78	<u>44</u>	[略]
79	<u>44</u>	[略]
80	<u>44</u>	[略]

81	<u>46</u>	[略]
82	<u>46</u>	[略]
83	<u>47</u>	[略]
84	<u>47</u>	[略]
85～113	[略]	[略]

エ [略]

オ 企業現業職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級～4級
1～94	[略]	[略]
95	<u>34</u>	[略]
96	[略]	[略]
97	<u>35</u>	[略]
98	<u>35</u>	[略]
99	<u>36</u>	[略]
100	<u>36</u>	[略]
101	<u>37</u>	[略]
102	<u>37</u>	[略]
103	<u>38</u>	[略]
104	<u>38</u>	[略]
105	<u>39</u>	[略]
106	<u>39</u>	[略]
107	<u>40</u>	[略]
108	<u>40</u>	[略]
109	<u>41</u>	[略]
110	<u>41</u>	[略]

81	<u>45</u>	[略]
82	<u>45</u>	[略]
83	<u>46</u>	[略]
84	<u>46</u>	[略]
85～113	[略]	[略]

エ [略]

オ 企業現業職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級～4級
1～94	[略]	[略]
95	<u>33</u>	[略]
96	[略]	[略]
97	<u>34</u>	[略]
98	<u>34</u>	[略]
99	<u>35</u>	[略]
100	<u>35</u>	[略]
101	<u>35</u>	[略]
102	<u>36</u>	[略]
103	<u>36</u>	[略]
104	<u>36</u>	[略]
105	<u>37</u>	[略]
106	<u>37</u>	[略]
107	<u>38</u>	[略]
108	<u>38</u>	[略]
109	<u>39</u>	[略]
110	<u>39</u>	[略]

111	<u>42</u>	[略]	111	<u>40</u>	[略]
112	<u>42</u>	[略]	112	<u>40</u>	[略]
113	<u>43</u>	[略]	113	<u>41</u>	[略]
114～125	[略]	[略]	114～125	[略]	[略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程は、平成19年4月1日から適用する。

病院告示

那覇市病院告示第 7 号

平成 2 0 年 1 月 1 7 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で認定された平成 18 年度那覇市病院事業会計決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年 度 那 覇 市 病 院 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額に係 る財源 充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 病院事業収益	9,699,210,000	△211,383,000	0	9,487,827,000	9,182,023,058	△305,803,942	(内仮受消費税及び地方消費税 15,874,780)
第1項 医業収益	9,331,471,000	△225,982,000	0	9,105,489,000	8,781,640,603	△323,848,397	(内仮受消費税及び地方消費税 13,266,584)
第2項 医業外収益	354,799,000	0	0	354,799,000	357,861,021	3,062,021	(内仮受消費税及び地方消費税 2,607,418)
第3項 特別利益	12,940,000	14,599,000	0	27,539,000	42,521,434	14,982,434	(内仮受消費税及び地方消費税 778)

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方 公営 企業 法第 26 条第 2項 の規 定に よる 繰越 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流用増減額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	合 計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 病院事業費用	9,548,875,000	△211,383,000	0	0	0	9,337,492,000	0	9,337,492,000	9,093,868,574	0	243,623,426	(内仮払消費税及び地方消費税 97,346,146)
第1項 医業費用	9,354,689,000	△225,982,000	0	△2,730,000	0	9,125,977,000	0	9,125,977,000	8,996,369,004	0	189,607,996	(内仮払消費税及び地方消費税 97,254,896)
第2項 医業外費用	116,184,000	0	0	0	0	116,184,000	0	116,184,000	113,001,863	0	3,182,137	(内消費税及び地方消費税 6,970,500)
第3項 特別損失	28,002,000	14,599,000	0	2,730,000	0	45,331,000	0	45,331,000	44,497,707	0	833,293	(内仮払消費税及び地方消費税 91,250)
第4項 予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000	0	0	50,000,000	

貯蔵品に含まれる仮払消費税及び地方消費税 68,119,806円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額に 係る財源充 当額	継続費 通次繰 越額に 係る財 源充当 額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 資本的収入	1,656,986,000	48,856,000	1,705,842,000	0	0	1,705,842,000	1,689,640,000	△16,202,000	
第1項 企業債	1,444,100,000	0	1,444,100,000	0	0	1,444,100,000	1,427,900,000	△16,200,000	
第2項 補助金	1,000	45,856,000	45,857,000	0	0	45,857,000	45,856,000	△1,000	
第3項 出資金	212,884,000	3,000,000	215,884,000	0	0	215,884,000	215,884,000	0	
第4項 固定資産 売却収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的支出	2,290,543,000	61,142,000	0	2,351,685,000	0	0	2,351,685,000	2,317,896,296	0	0	0	33,788,704	(内仮払消費税及び地方 消費税 70,976,363)
第1項 建設改良費	1,450,227,000	61,142,000	0	1,511,369,000	0	0	1,511,369,000	1,490,503,674	0	0	0	20,865,326	(内仮払消費税及び地方 消費税 70,976,363)
第2項 企業留保還金	330,316,000	0	0	330,316,000	0	0	330,316,000	330,315,622	0	0	0	378	
第3項 投 資	500,000,000	0	0	500,000,000	0	0	500,000,000	497,077,000	0	0	0	2,923,000	
第4項 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 628,256,296円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 70,976,363円、過年度分損益勘定留保資金 557,279,933円で補填した。

平成 18 年度 那 覇 市 病 院 事 業 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位: 円)

1 医業収益

(1) 入 院 収 益	5,727,674,680	
(2) 外 来 収 益	2,500,430,702	
(3) その他医業収益	<u>540,268,637</u>	8,768,374,019

2 医業費用

(1) 給 与 費	5,342,695,112		
(2) 材 料 費	1,746,681,442		
(3) 経 費	1,435,002,580		
(4) 減 価 償 却 費	271,328,359		
(5) 資 産 減 耗 費	9,373,645		
(6) 研 究 研 修 費	<u>34,032,970</u>	<u>8,839,114,108</u>	
医 業 損 失			70,740,089

3 医業外収益

(1) 受取利息配当金	7,558,386	
(2) 他 会 計 補 助 金	107,368,000	
(3) 補 助 金	33,233,173	
(4) 負 担 金 交 付 金	152,829,000	
(5) その他医業外収益	<u>54,265,044</u>	355,253,603

4 医業外費用

(1) 支 払 利 息	106,031,363		
(2) 雑 損 失	<u>227,538,035</u>	<u>333,569,398</u>	<u>21,684,205</u>
経 常 損 失			49,055,884

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	25,190,656	
(2) その他特別利益	<u>17,330,000</u>	42,520,656

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	27,156,457		
(2) その他特別損失	<u>17,250,000</u>	<u>44,406,457</u>	<u>1,885,801</u>
当 年 度 純 損 失			50,941,685
前年度繰越欠損金			<u>3,526,179,079</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>3,577,120,764</u></u>

平成 18 年度 那 覇 市 病 院 事 業 剰 余 金 計 算 書

(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 円)

利益剰余金の部

I 欠損金

(1) 前年度未処理欠損金	3,526,179,079
(2) 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高	3,526,179,079
(3) 当 年 度 純 損 失	<u>50,941,685</u>
当年度未処理欠損金	<u>3,577,120,764</u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額

1 前 年 度 末 残 高	179,770,060
2 前 年 度 処 分 額	0
3 当 年 度 発 生 高	0
4 当 年 度 処 分 額	<u>0</u>
5 当 年 度 末 残 高	<u>179,770,060</u>

II 国庫 (県) 補助金

1 前 年 度 末 残 高	2,902,659,498
2 前 年 度 処 分 額	0
3 当 年 度 発 生 高	45,856,000
4 当 年 度 処 分 額	<u>195,950,000</u>
5 当 年 度 末 残 高	<u>2,752,565,498</u>
翌年度繰越資本剰余金	<u>2,932,335,558</u>

平成 18 年度 那 覇 市 病 院 事 業 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位 : 円)

1 当年度未処理欠損金	3,577,120,764
2 欠 損 金 処 理 額	<u>0</u>
3 翌年度繰越欠損金	<u>3,577,120,764</u>

平成 18 年度 那 覇 市 病 院 事 業 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日)

資 産 の 部

(単位: 円)

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地 1,348,246,798

ロ建 物 8,677,512,663

減価償却累計額 3,845,724,118 4,831,788,545

ハ構 築 物 203,205,385

減価償却累計額 160,481,059 42,724,326

ニ器 械 備 品 4,471,364,852

減価償却累計額 2,156,287,307 2,315,077,545

ホ車 両 4,230,000

減価償却累計額 3,225,460 1,004,540

有形固定資産合計 8,538,841,754

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権 2,413,600

無形固定資産合計 2,413,600

(3)投 資

イ投資有価証券 497,077,000

投資合計 497,077,000

固定資産合計 9,038,332,354

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金 2,106,500,855

(2)未 収 金 1,517,930,090

(3)貯 蔵 品 75,594,214

(4)前 払 費 用 4,624,831

(5)前 払 金 8,510,348

(6)その他流動資産 1,000,000

流動資産合計 3,714,160,338

資 産 合 計 12,752,492,692

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1)引 当 金		
イ退職給与引当金	462,730,134	
ロ修繕引当金	<u>20,808,687</u>	
固 定 負 債 合 計		483,538,821
4 流 動 負 債		
(1)未 払 金	789,231,071	
(2)預 り 金	66,276,324	
(3)その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流 動 負 債 合 計		<u>856,507,395</u>
負 債 合 計		1,340,046,216

資 本 の 部

5 資 本 金		
(1)自 己 資 本 金	8,441,882,626	
(2)借 入 資 本 金		
イ企 業 債	<u>3,615,349,056</u>	
借 入 資 本 金 合 計	<u>3,615,349,056</u>	
資 本 金 合 計		12,057,231,682
6 剰 余 金		
(1)資 本 剰 余 金		
イ国 庫 補 助 金	2,746,412,498	
ロ県 補 助 金	6,153,000	
ハ受贈財産評価額	<u>179,770,060</u>	
資 本 剰 余 金 合 計	2,932,335,558	
(2)利 益 剰 余 金		
イ当年度未処理欠損金	<u>3,577,120,764</u>	
利 益 剰 余 金 合 計	<u>△3,577,120,764</u>	
剰 余 金 合 計		<u>△644,785,206</u>
資 本 合 計		<u>11,412,446,476</u>
負 債 資 本 合 計		<u>12,752,492,692</u>

注 退職給与引当金が17年度末と比較して32,650,519円減少しているのは、基準額より多くの支払が発生したため。また、修繕引当金が17年度末と比較して35,876,528円減少しているのは、18年度末に予定外の修繕が発生したため、修繕引当金を取り崩し支払った。

平成 1 8 年度那覇市病院事業会計決算審査意見

むすび

当年度の病院事業は、27診療科（許可病床数470床）で運営がなされた。施設の利用状況は、入院患者15万8,115人、外来患者24万6,342人で入院患者が対前年度より6,277人減少、外来患者が44,136人の減少となっている。

経営成績を損益収支状況対前年度比較で見ると、病院事業収益は、91億6,614万8,278円で3億1,565万4,183円減少、病院事業費用は92億1,708万9,963円で831万9,904円減少しており、差引き5,094万1,685円の純損失を計上し、その結果、累積欠損金は35億7,712万764円となっている。

病院経営状況は、平成7年に経営健全化団体に指定されてから、平成11年度以降毎年、単年度純利益を計上していた。しかし今年度は、県立病院や近隣病院等の開設、医師の退職等による外来制限、一部診療科目の予約制導入及び診療報酬の引き下げ等により赤字になっている。

市立病院は、電子カルテシステムの導入や地域がん診療連携拠点病院として、がん治療に欠かせない放射線治療装置を高性能システムに取り替えるなどの経営基盤強化に努めている。反面、医師の確保、看護師の充足など本来的な役割である医療提供体制そのものが課題となっている。

今後とも地域医療を担う急性期病院として設備、サービス等の充実を図り、市民が安心して安全な医療が受けられるよう、市民の健康と福祉の増進を図る責務を負った公立病院としての役割、公営企業として健全経営に努められたい。

業務の執行管理について、次のことに留意されたい。

1 未収金について

患者にかかる自己負担金の未収金は、平成 19 年 3 月 31 日現在、現年度分が 1 億 2,661 万 262 円、過年度分が 2 億 2,721 万 1,541 円である。

市立病院では、未収金発生防止策として、現年度分を重点に回収に取り組んだため、現年度は前年度より 1,106 万 8,245 円減少しているが、過年度分は、273 万 3,842 円増加している。

未収金は、時間が経過するに従って、回収が困難になることから、具体的な回収計画をたて、早期の回収に努力されたい。

2 医療機器の管理について

有形固定資産の内、医療用の器械備品（耐用年数 1 年以上、かつ、取得価格 10 万円以上のもの）の管理については、平成 19 年 1 月 4 日付けで那覇市立病院医療機器等管理要綱を定めている。

同要綱によると、医療機器等の管理責任者は、医療機器等を受領したとき、品名、取得年月日、所属名等を記載した備品表示紙を当該医療機器等に貼付し、所管換、返納又は廃棄、貸し付け、亡失又はき損したときは、財務課長に報告することになっている。

また、購入価格 2,000 万円以上で、財務課長が指定した医療機器等については、その使用状況を高額医療機器等使用状況報告書により病院事業管理者に定期的に

報告することになっている。

医療機器等の適正管理及び有効活用の観点から、医療機器等の定期的な現物照合の実施と同要綱第 5 条第 2 項に定める購入価格の引き下げ及び使用状況報告基準の見直しを検討されたい。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 2 号
平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日
公 布 済

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村 渠 良雄

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部改正)

第1条 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出席停止) 第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第26条(同法第40条において準用する場合を含む。)に規定する性行不良による児童・生徒の出席停止の命令の手續については、那覇市立小学校及び中学校児童生徒の出席停止の命令の手續に関する規則(平成13年那覇市教育委員会規則第8号)の定めるところによる。 (校長の職務代理) 第21条 法第28条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又はその職務を行う場合は、次の場合とする。 (1)～(2) [略] 2 [略]	(出席停止) 第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第35条(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する性行不良による児童・生徒の出席停止の命令の手續については、那覇市立小学校及び中学校児童生徒の出席停止の命令の手續に関する規則(平成13年那覇市教育委員会規則第8号)の定めるところによる。 (校長の職務代理) 第21条 法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又はその職務を行う場合は、次の場合とする。 (1)～(2) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市玉陵及び識名園条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市玉陵及び識名園条例施行規則(平成5年那覇市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観覧料) 第4条 [略] 2 [略] 3 条例第3条第3項の規定に基づき、次に掲げる場合は、観覧料を免除する。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の<u>学校の児童及び生徒並びに幼稚園の園児並びにその引率者が教育上の目的で観覧する</u>	(観覧料) 第4条 [略] 2 [略] 3 [略] (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の<u>幼稚園の園児並びに学校の児童及び生徒並びにその引率者が教育上の目的で観覧する</u>

場合 (2) [略] (3) <u>盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級</u>(学校教育法第75条に規定する<u>特殊学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合 (4)～(10) [略] 4～8 [略]	場合 (2) [略] (3) <u>特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級</u>(学校教育法第81条に規定する<u>特別支援学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合 (4)～(10) [略] 4～8 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市立壺屋焼物博物館条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市立壺屋焼物博物館条例施行規則(平成10年那覇市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観覧料の減免) 第11条 [略] (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の規定による本市内の<u>学校の児童及び生徒並びに幼稚園の園児</u>が、学習を目的として観覧する場合 (2) 法の規定による本市内の<u>学校の児童及び生徒並びに幼稚園の園児</u>の引率者が、学校行事等教育上の目的で観覧する場合 (3) [略] (4) <u>盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級</u>(法第75条に規定する<u>特殊学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合 (5)～(11) [略] 2～7 [略]	(観覧料の減免) 第11条 [略] (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の規定による本市内の<u>幼稚園の園児並びに学校の児童及び生徒</u>が、学習を目的として観覧する場合 (2) 法の規定による本市内の<u>幼稚園の園児並びに学校の児童及び生徒</u>が、学校行事等教育上の目的で観覧する場合 (3) [略] (4) <u>特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級</u>(法第81条に規定する<u>特別支援学級</u>をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合 (5)～(11) [略] 2～7 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市就学援助規則の一部改正)

第4条 那覇市就学援助規則(平成13年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改

正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市立小学校及び中学校児童生徒の出席停止の命令の手續に関する規則の一部改正)

第5条 那覇市立小学校及び中学校児童生徒の出席停止の命令の手續に関する規則(平成17年那覇市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第26条第3項(法第40条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、那覇市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定めるものとする。 (出席停止の要件等) 第3条 教育委員会は、法第26条第1項(法第40条において準用する場合を含む。第5条において同じ。)において定める次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。 (1)～(4) [略] 2 [略] (通知書の提出) 第5条 校長は、法第26条第1項の規定に基づき、児童生徒の出席停止を命ずる必	(趣旨) 第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第35条第3項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、那覇市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定めるものとする。 (出席停止の要件等) 第3条 教育委員会は、法第35条第1項(法第49条において準用する場合を含む。第5条において同じ。)において定める次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。 (1)～(4) [略] 2 [略] (通知書の提出) 第5条 校長は、法第35条第1項の規定に基づき、児童生徒の出席停止を命ずる必

要があるときは、性行不良児童生徒通知書(第1号様式)により、速やかに教育委員会に通知しなければならない。 第1号様式 [略] 学校教育法第26条第1項に係る要件(該当するものに○をつける。) [略] 第2号様式 [略] 学校教育法第26条第1項(第40条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり出席停止を命ずる。 [略] 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	要があるときは、性行不良児童生徒通知書(第1号様式)により、速やかに教育委員会に通知しなければならない。 第1号様式 [略] 学校教育法第35条第1項に係る要件(該当するものに○をつける。) [略] 第2号様式 [略] 学校教育法第35条第1項(第49条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり出席停止を命ずる。 [略]
---	---

付 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 1 3 号
平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日
公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠 良雄

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学年及び学期) 第2条 [略] 2 学年を分けて、次の2学期とする。 第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の<u>水曜日</u>まで 第2学期 10月の第2月曜日の直後の<u>木曜日</u>から翌年3月31日まで (休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 夏季休業日 <u>7月18日から8月31日までの間において40日以内の期間。ただし、校長の申し出により、その間における5日以内を学校全体または学年ごとに授業日とすることができる。</u> (5) 秋季休業日 <u>次のアに定める期間。ただし、必要に応じイに定める期間とすることができる。</u> ア <u>10月の第2月曜日の直前の土曜日</u> <u>から10月の第2月曜日の直後の水曜日までの間において5日以内</u> イ <u>11月4日及び10月の第2月曜日の直前の土曜日</u> <u>から10月の第2月曜日の直後の火曜日までの間において4日以内。ただし、11月4日が土曜日、日曜日及び月曜日の場合を除く。</u> (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの<u>間において11日以内の期間</u> (7) 学年末休業日 <u>3月25日</u>から3月31日まで (8)～(9) [略]	(学年及び学期) 第2条 [略] 2 [略] 第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の<u>日曜日</u>まで 第2学期 10月の<u>第3月曜日</u>から翌年3月31日まで (休業日) 第3条 [略] (1)～(3) [略] (4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月27日まで</u> (5) 秋季休業日 <u>10月の第2月曜日の直後の火曜日</u> <u>から10月の第2月曜日の直後の金曜日まで</u> (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日まで (7) 学年末休業日 <u>3月26日</u>から3月31日まで (8)～(9) [略]

2 前項第4号から第6号までに規定する日の合計は、43日以上53日以内とするものとする。 3 校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない事由があるときは、あらかじめ授業日変更届出書(第2号様式)により、教育委員会へ届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にすることができる。ただし、年間行事計画のとおり実施される行事については、この限りでない。	2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ授業日変更届出書(第2号様式)により、教育委員会へ届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にすることができる。ただし、年間行事計画のとおり実施される行事については、この限りでない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(準用規定) 第33条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第1条の2、第2条、第3条、第4条、第5条第2項及び第3項、第7条、第8条の2、第10条から第12条まで、第17条、第24条、第25条、第30条から第41条までの規定を準用する。この場合において、第3条中「4月6日」とあるのは「4月8日」と、「3月25日」とあるのは「3月19日」と読み替えるものとする。	(準用規定) 第33条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第1条の2、第2条、第3条、第4条、第5条第2項及び第3項、第7条、第8条の2、第10条から第12条まで、第17条、第24条、第25条、第30条から第41条までの規定を準用する。この場合において、第3条中「4月6日」とあるのは「4月8日」と、「3月26日」とあるのは「3月19日」と読み替えるものとする。
備考 本則の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	